

仕様書

1 目的

(仮称) 新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業に係る設計・施工監理業務(以下「本業務」という。)は、ふじみ衛生組合(以下「委託者」という。)が実施する「(仮称) 新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業」における設計及び建設工事(以下「本工事」という。)を進めるに当たり、受託者は建設工事請負事業者から提出される書類及び図書等の精査を行い、提示された内容が設計及び施工の過程において適正に実施され、所定の性能を発揮するとともに、安全性及び維持管理の容易性を有した施設となるよう建設工事請負事業者への指示、委託者への助言を行うなど本工事の適正かつ合理的で円滑な執行に向けた支援を行うことを目的とする。

なお、本業務のうち、設計の監理に当たっては「非常駐」とし、工事の監理に資するものについては「常駐」により行うこととする。

2 委託名称

(仮称) 新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業に係る設計・施工監理業務

3 設計・施工監理業務対象施設の概要

(1) 工事場所

東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30外

(2) 整備施設概要 ※ プラントメーカーの提案による。

粗大ごみ処理系列	8t/5h
不燃ごみ処理系列	23t/5h
プラスチック類処理系列	40t/5h
ペットボトル処理系列	11t/5h
びん・缶処理系列	13t/5h

4 契約期間

契約確定日の翌日から当該工事のしゅん工検査に合格する日まで(当該監理対象工事は、令和10年9月30日に完了を予定している。)

5 設計・建設工事工程

設計・建設工事工程は以下のとおりとする（予定）。

年度	令和6年度 (2024年度)			令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)								
月	10	12	3	4	9	10	11	6	9	12	3	4	9	12	3	4	6	9	10	1	3
準備行為																					
設計																					
建設工事																					
施設稼働 (引渡し後)																					

試運転期間

6 業務の範囲

- (1) 本業務は建設工事請負事業者から提出される書類及び図書等が要求水準書及び事業者提案書類の内容と整合しているかを確認する。
- (2) 本業務は、委託者が行う監督業務における検査業務において、専門的・技術的側面から協議や助言を行い、承認を行うこと。
- (3) 契約および各種設計図書に沿った適正な施工状況の確認を行うことにより、委託者の意図した施設の機能性、処理能力、耐用性、維持管理が十分発揮できる施設とする。
- (4) 本工事の内容は、令和6年2月27日付けふじみ衛生組合告示第4号、入札公告「(仮称)新リサイクルセンター整備及び維持管理委託事業」他、組合ホームページに掲載している関係資料のとおり。

7 関連法令、条例等の遵守

本業務の実施については、建築基準法、消防法並びに廃棄物の処理および清掃に関する法律等、関連法令を遵守しなければならない。

8 業務内容

(1) 提案書の確認

施工監理業務受託後に委託者は受託者に対して、速やかに建設工事請負事業者が提出した提案書等の一式書類を貸与する。受託者は借用した書類について次の内容を確認すること。

ア 建設工事請負事業者が入札段階において提出した提案書の内容を確認する。
イ 提案書の内容確認の結果、疑義が発生した場合には、その内容についてとりまとめ、委託者の監督職員に報告する。また、必要に応じて、建設工事請負事業者に確認を行い、対応策を検討した上で、委託者の監督職員に報告する。

(2) 実施設計図書等精査

ア 本業務は契約設計図書に基づいて建設工事請負事業者が作成した実施設計図書を審査し、委託者の意図するところが適切に反映されているかを精査する。

実施設計図書の内容は次のとおりとする。

- (ア) 共通書類（特記仕様書類等）
 - (イ) プラント工事関係（設計図、設計計算書等）
 - (ウ) 建築工事（外構を含む）関係（建築意匠設計図、構造設計計算書等）
 - (エ) 設備工事関係（電気・機械設備設計図等、設計計算書等）
 - (オ) その他委託者が指示する図書（全体工事工程表、各工事積算内訳書等）

イ 実施設計図書の内容について、関係法令等を遵守した技術的所見を検討の上、審査するものとする。

ウ 実施設計図書を審査し、必要に応じて委託者、建設工事請負事業者、受託者との協議・調整を行うことにより、施設の機能、性能、安全性等が本設計段階において十分に確保されたものとする。

エ 実施設計図書に矛盾・脱漏・不適切な箇所等がある場合は、その内容をとりまとめ、要求水準書に定められた性能のために必要な措置を委託者の監督職員に報告する。

(3) 承諾図書等審査

関係法令に基づく、申請等手続き・検査立合いにおける実施設計図書等と承諾図書との整合性並びに設計内容の妥当性を審査し、委託者が承諾を行う際に必要な技術的助言を行う。

ア 承諾図書について、実施設計図書との整合性を確認するとともに、機器の選定、能力・材質等の妥当性および稼働時における操作性、保守点検の容易性、安全性について審査する。

イ 承諾図書を審査し、必要に応じて委託者、建設工事請負事業者、受託者の三者間で協議・調整を行うことにより、委託者の意図した施設の機能性、処理能力、耐用性、安全性が十分に発揮できるものとする。

ウ 承諾図書に矛盾・脱漏・不適切な箇所等がある場合は、その内容をとりまとめ、要求水準書等および事業者が提案した事業提案書に定められた性能のために必要な措置を委託者の監督職員に報告する。

(4) 施工監理業務

本工事の進捗に応じて、専門的、技術的な立場から実施設計図書および施工計画に基づき工事が適切に施工されていることの確認、検査を行う。

ア 契約設計図書、実施設計図書、申請設計図書、承諾図書等に基づいた施工が行われるよう施工監理を行う。

イ 主要な材料および機器類の搬入検査の立会、出来高検査、引渡性能試験等重要な検査・試験等に対して立会を行い、状況を確認するとともに、委託者に対し技術的な助言等を行う。

ウ 承諾図書等に適合しない箇所がある場合は、その内容をとりまとめ、その性能や機能確保のために必要な措置を委託者の監督職員に報告する。

(5) 業務カルテの登録

公共建築者設計システム「PUBDIS」の登録手続きを行う。

9 業務実施

業務実施に当たっては、次の事項に十分留意する。

- (1) 工事に関する諸官庁への届出、許認可の申請等について、建設工事請負事業者に適切な指示を与える。
- (2) 関係する官公庁と協議等が必要とされる場合には、これに対応する。
- (3) 本工事の施工に当たり、建設工事請負事業者に対し事故・災害のないよう安全管理を徹底させるように指導を行う。
- (4) 月毎に本業務係る報告を行い、工事の進捗状況を報告する。
- (5) 受託者は業務に当たって厳正、かつ誠意を持って行動し、常に委託者（監督員）と連絡をとり、工事の状況、工程および工事内容を十分把握して遺漏のないようにするとともに、次に掲げる事項については速やかに報告し、その指示を受ける。

ア 設計図書等に疑義があるとき

イ 工事関係事項について関係官公庁より指示または注意を受けたとき

ウ 天災その他の事由により工事進捗に支障をきたし、又は工事中止の事情が生じたとき

エ 工事遅延のおそれがあるとき

オ 建設工事請負事業者が工事契約書および設計図書又は関係法令に違反し、適正な指示に従わないとき

カ 必要な指示を与えたにもかかわらず、建設工事請負事業者がこれに従わないとき

キ 建設工事請負事業者より使用材料、施工方法等について設計変更の申し出があつたとき

ク その他、本工事中における不測の事態および必要と認める事態が発生したとき

10 業務管理

- (1) 業務の円滑な推進を図るため十分な経験を有する技術者を配置する。

受託者の監理技術者、資格及び配置条件等は次による。

ア 現場代理人

業務の窓口を務め、担当技術者と連携し、本業務にあたるなど、過去 10 年以内に一般廃棄物処理施設（熱回収施設またはマテリアルリサイクル推進施設）の設計施工監理業務（設計着手からしゅん工ま）の実務経験を有する者。本担当技術者は「プラント担当技術者」を兼ねることができる。

イ 監理業務技術者

一級建築士の資格を有し、本業務の技術上の監理及び統括等を行うもので、受託者が認めた者

ウ 担当技術者

(ア) 照査技術者

業務の総括に当たり、全体の設計・施工監理を行うのに必要な経験を有し、技術士法に定める技術士（総合技術管理部門（廃棄物管理）又は衛生工学部門（廃棄物管理）の資格を有する者、かつ、過去 10 年以内に一般廃棄物処理施設（熱回収施設またはマテリアルリサイクル推進施設）の設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）について実務経験を有する者

(イ) 主任技術者

業務の副総括にあたるなど、全体の監理を行う上で必要な経験を有し、過去 10 年以内に一般廃棄物処理施設（熱回収施設またはマテリアルリサイクル推進施設）の設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）の複数の実務経験を有する者

(ウ) 建築担当技術者

1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者、かつ過去 10 年以内に一般廃棄物処理施設（熱回収施設またはマテリアルリサイクル推進施設）の設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）の実務経験を有する者。本担当技術者は「(エ) 建築常駐担当技術者」を兼ねることができる。

(エ) 建築常駐担当技術者

1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者

(オ) プラント担当技術者

過去 10 年以内に一般廃棄物処理施設（熱回収施設またはマテリアルリサイクル推進施設）の設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）の実務経験を有する者

(カ) 電気担当技術者

技術士法で定める技術士（電気電子部門）、第三種電気主任技術者以上または 1 級電気工事施工管理技士の資格を有する者、かつ過去 10 年以内に一般廃棄物処理施設（熱回収施設またはマテリアルリサイクル推進施設）の設計施工監理業務（設計着手からしゅん工まで）の実務経験を有する者

(キ) 設備担当技術者

給排水等、各設備工事に必要となる担当技術者を配置すること。

※上記、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ) は受託者と直接の雇用関係にあること。

(2) 主任技術者は業務の全般にわたり、技術上の監理を行う。

(3) 業務の円滑な推進を図るために密接な連絡を取り、十分な協議を行い業務に支障のないようにする。

(4) 工事施工監理は、建築工事期間において常駐監理とする。常駐監理は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とする。

(5) 上記以外の期間については、重点監理(非常駐)とする。

11 支払方法

検査合格後、各回払いとする。

12 成果品(各2部提出すること。)

- (1) 監理業務実施計画書
- (2) 監理業務完了報告書
- (3) 監理業務月報・日報
- (4) 報告書（定例会議出席、現場巡回確認報告、立会検査結果報告等）
- (5) 打合せ記録（委託者及び建設工事請負事業者他関係者との打合せについて作成すること。なお、工事に係る定例会議等の議事録については、建設工事請負事業者が作成する議事録の確認及び修正指示を行うものとする。）
- (6) 年度報告書（上記を年度毎にまとめたもの。）
- (7) その他監督員の指示及び必要な書類等